

国際人権活動日本委員会 第9回国際人権入門講座

ビジネスと人権

Business and Human Rights

すべての国は、企業による人権侵害から人々を守る義務を負っています。企業もまた、たとえ国家が義務を果たさなくても、人権を尊重する責任があります」(国連人権高等弁務官ウェブサイト)

このように、国連は企業に対して人権尊重を強く求めています。企業は自社のイメージを高めようと、人権・環境などを尊重していると宣伝します。しかし実際には、年齢を理由とした不当解雇、ジェンダー差別、セクハラ、パワハラなど、労働者に対する人権尊重の原則がないがしろにされる例は、枚挙にいとまがありません。

国際人権活動日本委員会はこうした問題を国際人権法や ILO 条約などとの関係から、私たちの運動の中に国際的に保障されているはずの人権をどのように活かしていくかを考える場として、「国際人権入門講座」を開催しています。ともに学び考えませんか。ご参加をお待ちしています。

☆講演：笹山 尚人さん（弁護士、東京法律事務所）

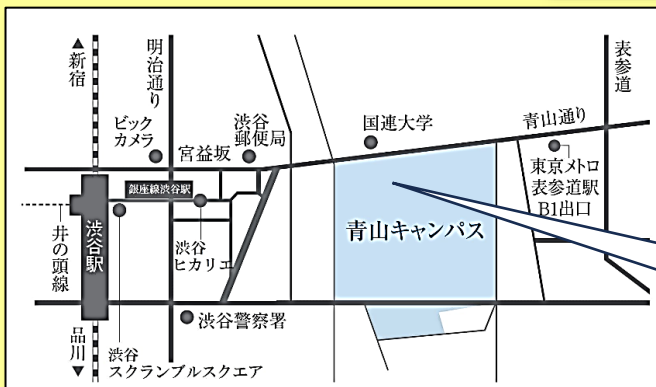
日時：4月12日（金）18:30～20:30

資料代：500円

会場：青山学院大学青山キャンパス・
総研ビル8階 第10会議室
（「少年法研究会」名）

笹山弁護士プロフィール

東京法律事務所所属。主として、青年労働者や非正規雇用労働者の権利問題、労働事件や労働問題を扱って活動。著書に『人が壊れてゆく職場』『それ、パワハラです』『ブラック職場』等。



（会場へのアクセス）

- JR 山手線、東京メトロ他「渋谷駅」より徒歩 10 分
- 東京メトロ「表参道駅」より徒歩 5 分

総研（総合研究所）ビルは、国連大学向かい側の門に入って、すぐ右側の建物です。

国際人権活動日本委員会

東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 1 階

電話：03-3943-2420 / e-mail：hmrights@yahoo.co.jp